

非常勤職員の月額報酬の上限額改正について
(議案第5号資料)

1 月額報酬の改定について

常勤職員の給与改定の状況や他自治体の会計年度任用職員の報酬水準などを踏まえ、パートナー職員の月額報酬を改定するため、非常勤職員の報酬等に関する条例に規定されている月額報酬の上限額を改正する(月額358,000円→月額372,000円)。

2 改定額及び改定方法

パートナー職員の現行の月額報酬に、令和7年東京都人事委員会勧告における再任用主事級の改定率(3.68%)を乗じて改定後の月額報酬を算出する。(全職種同様)

また、常勤職員の改定方法にならい、令和7年4月1日に遡って改定し、その差額分を令和7年度の出納整理期間までに報酬支給に合わせて支給する。

【参考】改定後の月額報酬で最も高い報酬額 徴税吏員 371,200円

3 その他の改定額(例)

職 種	週勤務 時間数	月額報酬(円)			年収見込み額(円)※		
		現行	改定後	増加額	現行	改定後	増加額
一般事務	35h	210,400	218,100	7,700	3,308,540	3,429,622	121,082
図書館事務	26.5~ 28h	176,700	183,200	6,500	2,778,607	2,880,820	102,213
保育士 (有資格者)	35h	225,300	233,600	8,300	3,542,842	3,673,360	130,518

※ 月額報酬×12月+月額報酬×賞与支給月数(3.725月)にて算出

【参考】令和8年度年収見込み額

職 種	週勤務 時間数	年収見込み額 (円)※
一般事務	35h	3,685,890
図書館事務	26.5~ 28h	3,096,080
保育士 (有資格者)	35h	3,947,840

※ 月額報酬×12月+月額報酬×賞与支給月数(4.900月)にて算出